

【別紙１】

特定事業所集中減算の取扱いについて

下記１の判定期間内に作成された居宅サービス計画のうち、指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与、指定地域密着型通所介護の各サービスについて、同一の事業者によって提供されたものの占める割合の状況に関し、下記３の書類を作成し、提出してください。

記

１ 判定期間、減算適用期間及び提出期限

	判定期間	減算適用期間	提出期限
令和6年度 後期	令和6年 9月 1日～ 令和7年 2月28日	令和7年 4月 1日～ 令和7年 9月30日	令和7年3月14日（金）

２ 提出対象事業所

全ての事業所

※全てのサービスで紹介率が８０％を超えない場合でも提出してください。

なお、当該書類は、各事業所において５年間保存しておく必要があります。

３ 提出書類

No.	提出書類	提出する事業所
１	特定事業所集中減算に係る届出書 （様式１）	全ての事業所
２	居宅サービス事業所一覧表 （様式２）	紹介率最高法人の占める割合が８０％を超えているが、【別紙２】５の「正当な理由」の①又は⑤に該当する事業所
３	特定事業所集中減算に係る再計算書 （様式３）	紹介率最高法人の占める割合が８０％を超えているが、【別紙２】５の「正当な理由」の⑥のイ、ロ又はハに該当する事業所
４	居宅サービス計画数内訳表 （様式４）	（同上）
５	該当者の「アセスメント」及び 「居宅サービス計画」の写し	紹介率最高法人の占める割合が８０％を超えているが、【別紙２】５の「正当な理由」の⑥のイ又はロに該当する事業所
６	居宅サービス事業所の選択に係る確認書 （様式５）	紹介率最高法人の占める割合が８０％を超えているが、【別紙２】５の「正当な理由」の⑥のロに該当する事業所

※ 「【別紙２】特定事業所集中減算届出書 記載要領」及び「（様式１）記入例」を参考にして作成してください。

※ 様式については、総社市ホームページからダウンロードできます。

「http://www.city.soja.okayama.jp/tyouzyukaigo/kaigohoken_houkatusien/kyotaku-syutyugensan.html」

4 提出先 総社市長寿介護課介護保険係

5 提出部数 １部

6 その他

提出のあった事業所については、減算の要否について後日通知します。

なお、「正当な理由」について、要件を形式的に満たした場合であっても、総社市が実施する実地指導等により、サービス提供の実態がいわゆる「囲い込み」と判断された場合には、減算の対象とします。

また、記載内容に不正又は偽りがあった場合は、居宅介護支援費の請求について不正又は虚偽の報告があったものとして、介護保険法第８４条の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等を行うことがあります。